

茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区公有水面埋立事業 及び廃棄物最終処分場建設事業環境影響評価方法書 に係る知事意見

本事業は、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所から発生する石炭灰を受け入れるための廃棄物最終処分場を建設する事業であり、環境保全に万全を期するため、隣接市村との十分な調整を図るとともに、施設の計画策定、工事の実施、廃棄物処分等供用時の各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施が求められる。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、方法書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、下記の事項について十分に検討を行い、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

また、地震による津波や液状化現象に加え、対象事業実施区域の近隣の海域には活断層が存在するなど、自然災害による構造物への影響等について、県民の関心は極めて高いことから併せて検討を行う必要がある。

他にも、今後、環境への影響に関し新たな事情や事業特性が明らかになった場合においては、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う必要がある。

記

- (1) 余水処理設備の稼働に伴い発生する騒音については、設備の発生音が小さいとの理由から環境影響評価の項目として選定していないが、準備書において当該設備の諸元を明らかにし、これが既設処分場の同設備の規模より相当程度大きい場合には、必要に応じて調査・予測・評価を行い、その内容を準備書に記載すること。
- (2) 護岸等の施工や余水処理水の排水に伴う水質汚濁等については、海域の特性や水の汚れ等の変化を踏まえ、対象事業実施区域の周辺海域で調査を実施することとしているが、対象事業実施区域の南に位置する阿字ヶ浦海水浴場は、地域の憩いの場として多くの人に利用されていることから、海水浴場の汀線近傍に調査地点を追加し、調査・予測・評価の結果を準備書に記載すること。
- (3) 流況の変化予測や水質及び底泥の状態の把握にあたっては、現有施設の設置前後の状況比較や、対象事業に係る余水処理水の水質、排出量及びそれに基づく周辺への負荷量の把握が重要なことから、予測・評価の必要に応じて可能な限り情報を収集し、その内容を準備書に記載すること。

- (4) 鳥類及び水生動植物については、潮流や水質等の変化が重要な種や注目すべき生息地に影響を及ぼすことが考えられるとして環境影響評価項目に選定する一方で、陸生の動植物については、新たな陸上工事を行わないとの理由から選定していないが、陸生動植物についても、対象事業実施区域の周辺において、新たに重要な種が発見された場合や、事業の実施により注目すべき生息地に影響を及ぼすことが判明した場合には、専門家に意見を求めながら、必要な保全策について検討を行うこと。
- (5) 重要な地形及び地質については、対象事業実施区域近傍には天然記念物や学術上重要な地形及び地質に該当するものがみられないこと、また本事業による潮流への影響が港湾区域内のごく限られた範囲内に限定されるとの理由から、環境影響評価の項目として選定していないが、これまでの汀線変化の状況を踏まえ、汀線変化について十分に調査・検討し、必要に応じて予測・評価を行い、その内容を準備書に反映すること。
- (6) 廃棄物最終処分場の護岸等工事について、方法書の段階においては、鋼板セル工法又はケーソン工法を基本とされているが、基礎工事や遮水工事など、工法によって環境への影響が異なることが予想されることから、準備書の作成にあたっては、事業計画を可能な限り確定し、予測・評価を行い、その内容を記載すること。
- (7) 準備書の作成に当たり文献調査の資料等情報は、入手可能な最新の情報を記載すること。